

農地・水・環境保全向上対策の継続発展を求める意見書

平成19年に始まった農地・水・環境保全向上対策は、中山間直接支払制度とあわせて、農の持つ多面的機能の再評価とさらなる環境保護の支援制度として大きな役割を果たしています。

特に、地域農業の担い手の高齢化が進む状況にあって、水路や農道の維持管理などの共同活動は、この制度があってこそ守っていくことができます。

またこの度は、農業生産基盤の基本的機能である水路や農道の長寿命化を進めることを目的とした農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）事業が加わりましたが、共同活動については最終年度を迎える農地・水・環境保全向上対策で取り組むこととされており、平成24年度以降の共同活動に対する支援策は示されておられません。

南あわじ市では、80の組織が2,800haの農地で共同活動に取り組んでおり、事業継続は不可欠であります。

新しく始まった向上活動支援と従来の共同活動の継続があつてこそ、農村環境の保全と整備、食料自給率の安定的向上が図られると確信しています。

よって制度の継続を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日

兵庫県南あわじ市議会議長 阿部 計一

意見書提出先

◎内閣総理大臣

野田佳彦

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

◎農林水産大臣

鹿野道彦

〒100-8950

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

中央合同庁舎1号館